



デイケア チェリーゴード
重要事項説明書・利用契約書



令和7年4月



デイケアチェリーゴード重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人エフアイジイ福祉会	
所在地	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘20番2号	
提供可能な居宅サービス及び介護保険事業所番号	(介護予防) 通所リハビリテーション	3453280012号
管理者及び連絡先	管理者氏名 水野 芳隆	連絡先 (082)508-0223 (代)
サービス提供地域及び定員	安芸郡府中町 安芸郡海田町 広島市東区 広島市南区 広島市安芸区	定員 30名

2 各サービスの内容

(介護予防) 通所リハビリテーション	(介護予防) 通所リハビリテーションは、事業者が管理運営する介護老人保健施設に通って、当該施設において、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。
-----------------------	--

3 各サービスにおける職員体制等

サービス種類	管理者等	介護従事者等
(介護予防) 通所リハビリテーション	管理者1名	理学療法士1名 (常勤) 作業療法士2名 (常勤) 看護職員3名 (2名常勤、1名非常勤) 介護職員10名 (7名常勤、3名非常勤) 歯科衛生士1名 (1名非常勤)

4 営業時間及びサービス提供時間

営業時間

サービス種類	平日	土曜日	祝祭日
(介護予防) 通所リハビリテーション	8:30 ~ 17:00	8:30 ~ 17:00	8:30 ~ 17:00

サービス提供時間

サービス種類	平日	土曜日	祝祭日
(介護予防) 通所リハビリテーション	9:00 ~ 16:30	9:00 ~ 16:30	9:00 ~ 16:30

※日曜日のサービスは実施していません。



5 サービス利用料及び利用者負担

- ① 下記介護費の一般的な個人負担金は、介護負担割合証でご確認ください。合計所得金額により、負担割合が異なります。
- ② 償還払いなど法定代理受領でない場合は全額負担となります。
- ③ 営業区域外への送迎などは別途交通費が必要です。

※端数を切捨てしているため、月額合計すると1円単位で誤差が出る場合があります。

通所リハビリテーション（介護老人保健施設併設型7～8時間）（地域区分：10.55）

	月曜日～土曜日（1日につき）
要介護1	8,039 円
要介護2	9,526 円
要介護3	11,035 円
要介護4	12,818 円
要介護5	14,548 円

上記単位数に各種加算・減算が算定されます

●リハビリテーション提供体制加算

- 3時間以上4時間未満・・・126円/回
- 4時間以上5時間未満・・・168円/回
- 5時間以上6時間未満・・・211円/回
- 6時間以上7時間未満・・・253円/回

●リハビリテーションマネジメント加算（イ）

- 同意日の属する月から6月以内・・・5,908円/月
- 同意日の属する月から6月超・・・2,532円/月

●リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

- 同意日の属する月から6月以内・・・6,256円/月
- 同意日の属する月から6月超・・・2,880円/月

●リハビリテーションマネジメント加算（ハ）

- 同意日の属する月から6月以内・・・8,366円/月
- 同意日の属する月から6月超・・・4,990円/月

●退院時共同指導加算・・・6,330円/回

●認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

- 週2日を限度として・・・2,532円/日

●認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）・・・20,256円/月

●生活行為向上リハビリテーション加算

- 開始月から起算して6月以内の期間に行われた場合・・・13,187円/月

●入浴介助加算（Ⅰ）・・・422円/日

●入浴介助加算（Ⅱ）・・・633円/日

●口腔機能向上加算（Ⅰ）・・・1,582円/回（3日以内月2回まで）

●短期集中個別リハビリテーション実施加算

- 退院（所）日又は認定日から起算して（3月以内）・・・1,160円/日

●口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）・・・211円/回（6月に1回）

●口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）・・・52円/回（6月に1回）

●重度療養管理加算（要介護3・4・5に限る）・・・1,055円/日



- 中重度ケア体制加算・・・211円/日
- 同一建物送迎減算・・・991円/日
- 送迎を行わない場合の減算・・・495円/片道
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・232円/日
- 科学的介護推進体制加算・・・422円/月
- 介護職員等处遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の86/1000

（介護予防）通所リハビリテーション（地域区分：10.55）

	月曜日～土曜日（1月につき）
要支援1	23,927円
要支援2	44,605円

上記単位数に各種加算・減算が算定されます

- 生活行為向上リハビリテーション加算
開始月から起算して6月以内の期間に行われた場合・・・5,929円/月
- 一体的サービス提供加算・・・5,064円/月
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）・・・211円/回（6月に1回を限度）
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）・・・52円/回（6月に1回を限度）
- 口腔機能向上加算（Ⅰ）・・・1,582円/月
- 事業所評価加算・・・1,266円/月
- 同一建物送迎減算
要支援1・・・3,966円/月
要支援2・・・7,933円/月
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
要支援1・・・928円/月
要支援2・・・1,856円/月
- 科学的介護推進体制加算・・・422円/月
- 介護職員等处遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の86/1000

尚上記加算は職員配置、改定等により変更される場合があります。

また、以上の金額は、端数は切捨てしていますので、月額計算をした場合若干の誤差がでてきます。



○利用者負担（法定給付外サービス）

昼食費（おやつを含む） 660円/日

※ 食事は直接契約ですので、弁当等ご持参の場合は無料です。

紙オムツ 125円 パンツ型オムツ 220円 尿とりパット 52円

※ オムツご持参の場合は無料です。

理容・美容サービス 実費（別表1）

【日常生活品費】

日常生活品費とは、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないものを指します。具体的には、当施設でご用意させていただいた下に示すものであり、利用者又はそのご家族の希望により、自由な選択に基づいてご使用いただきます。また、クラブ活動等、個別に行うものについての材料費等の教養娯楽費はその都度、別途実費を徴収致します。

	種 類	金 額
1	バスタオル フェイスタオル (入浴時に使用します。使用目安は1回の入浴あたりバスタオル2枚・フェイスタオル1枚です。)	300円/入浴1回 (バスタオル 120円/枚) (フェイスタオル 60円/枚)
2	除菌オシボリ (来所時・昼食時・おやつ時に使用します。1日の使用目安は3枚です。)	150円/日 (50円/枚)

※タオル類は、合計金額が103円を超えた場合でもそれ以上は頂きません。

※シャンプー・ボディーソープ・ハンドソープ類は、施設の物をご使用頂きます。

その他

交通費 通常のサービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）

支払方法

自己負担金については、ご利用月料金合計額の請求書及び明細書をお届けします。

該当金額をご利用月の翌月20日までに次のいずれかの方法によりお支払下さい。

A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から引き落とします。手数料は当法人が負担いたします。）

B 銀行振り込み（期日までにお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。）

※ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載していません。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町に対して保険給付分を請求することとなります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担（要介護1相当）となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）



6 キャンセル

- (1) キャンセルにつきましては、できるだけ利用日前日の17:00までにご連絡ください。
全体窓口（連絡先）（電話）：082-508-0222(代)

7 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた介護記録等の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、1ヶ月ごとに介護計画の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関するサービス利用明細書等を作成します。
- (3) 事業者は、前記のサービス利用明細書その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担（1枚10円）によりその写しを交付します。

8 緊急時等における対応方法

事業者はサービス実施中に、利用者の病状等に急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、「緊急連絡先」に速やかに連絡します。

9 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合、予めお知らせ頂いている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも、連絡します。
- (2) 事故の調査及び事故に際して採った処遇について記録します。また、事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- (3) 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合は、事業所は賠償責任を免除され、または損害賠償を減額されることがあります。
- (4) 施設長を長とする事故対策委員会を開催し、事故の原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

10 損害賠償

事業者の故意又は過失によって、利用者が受けた損害について、事業者は賠償責任を負います。

11 衛生管理等

- (1) 通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のために、次に掲げる措置



を講じます。

- ①対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底すること。
- ②指針の整備をすること。
- ③従業者に対し、定期的に研修及び訓練を実施すること。

1 2 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	副施設長 宮地 保行
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4 相談窓口、苦情対応

当事業所における相談やご苦情は、次の窓口で受付を致します。お気付きの点につきましても、新館ロビーにあります「苦情処理意見箱」をご利用頂くか、職員までご一報下さい。利用者の相談・苦情に対して迅速に対応します。

苦情解決責任者	副施設長	宮地 保行
苦情受付担当者	デイケアリーダー	三上 かすみ
相談受付担当者	地域支援相談員	田中 節子



受付時間	8:30 ～ 17:00 (月～金) ※祝祭日は除く 上記以外の時間をご希望の場合は別途ご相談下さい。
電話番号	0120-465-396 (携帯からの場合は082-508-0222)
相談場所	チェリーゴード新館地階相談室

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

府中町役場福祉保健部 高齢介護課 介護認定係	所在地 広島県安芸郡府中町大通3丁目5-1 電話番号 082-286-3233 fax番号 082-286-3199 対応時間 8:30 ～ 17:15 (土日祝を除く)
広島県国民健康保険団体 連合会介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 fax番号 082-511-9126 利用時間 8:30 ～ 17:15 (土日祝を除く)

※その他、各区役所の介護保険担当部署でも受け付けております。

※別紙をご参照ください。

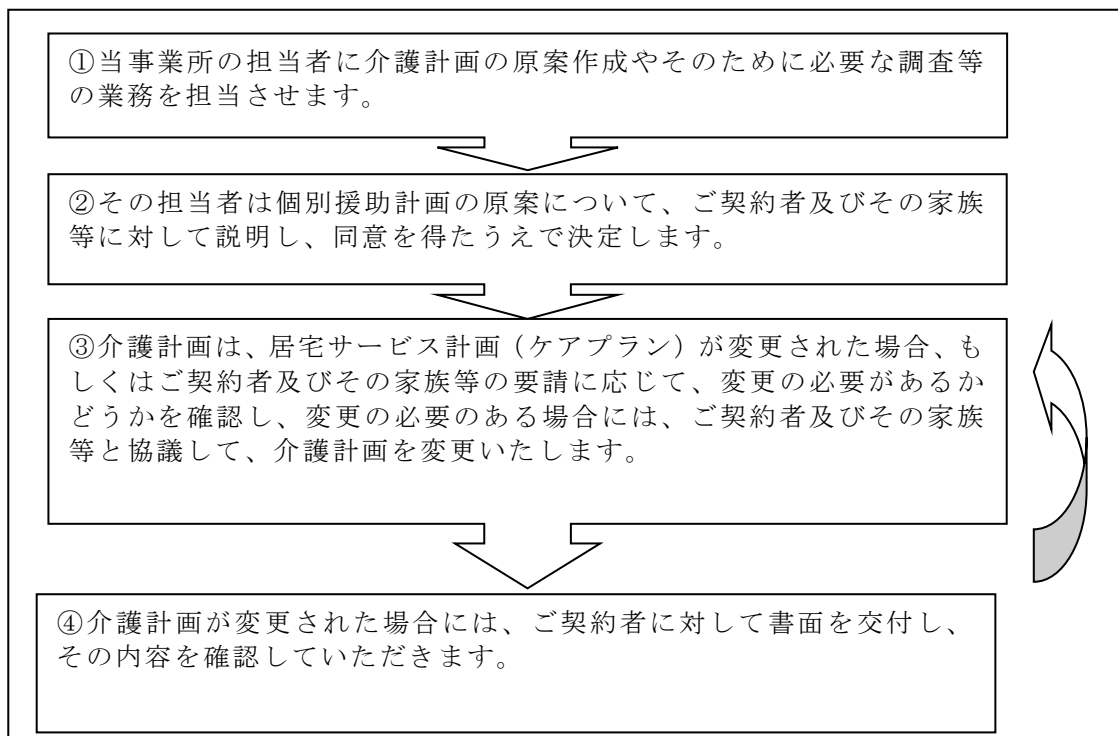
15 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います



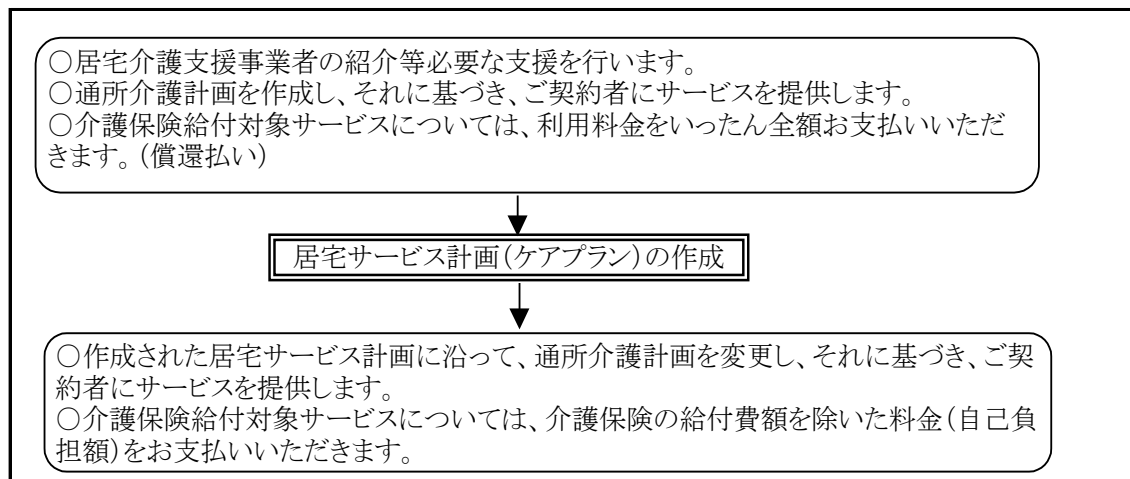
1.6 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「個別援助計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



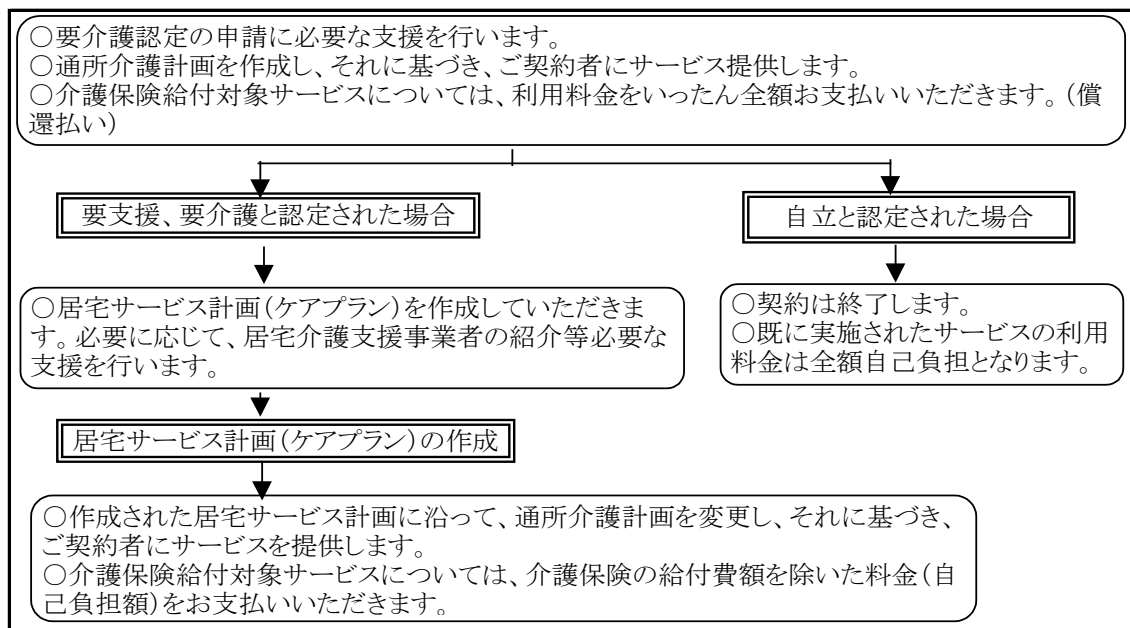
- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護又は要支援の認定を受けている場合





②要介護又は要支援の認定を受けていない場合



1.7 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人エフアイジイ福祉会
代表者名	理事長 石田 晃司
本社所在地・電話	〒735-0014 広島県安芸郡府中町柳ヶ丘20番2号
業務の概要	介護保険事業（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・通所介護・通所リハビリテーション・訪問介護・居宅介護支援事業） 社会福祉事業（養護老人ホーム・ケアハウス・保育園等）

1.8 その他の留意事項

- (1) サービス利用開始時には通所サービスを利用するのに不適當な伝染性病疾患等の有無は必ず報告していただきます。
- (2) 入浴、給食、機能訓練、送迎等のサービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を通所介護従業者に報告していただきます。
- (3) 多額の現金、貴重品等は持ち込まないようにしていただきます。
- (4) ご自宅のカギの取り扱いについて
当事業所においては、契約時のご希望により、カギの開閉のお手伝いをさせていただきます。
ただし、カギの管理は原則としてご本人またはご家族で行っていただきます。



(5) 認知症等（認知症ランクが概ねⅡ以上）が認められる利用希望者のご利用について

当事業所では、送迎時にご家族不在の場合、原則としてご利用はできない事になっております。必ず送迎時には、ご家族のお見送り・お迎えをお願いいたします。

(6) ご利用の登録・抹消・待機の取り扱いについて

・登録とは、当事業所の利用者名簿に記載させていただくことを言います。

当事業所に利用申し込みをされた後に、当事業所を初めて利用された日をもって登録とし、利用者名簿に記載します。当事業所または居宅介護支援事業所へ利用の中止を申し出られない限り、登録のまま自動継続されたものとして扱います。

・抹消とは、当事業所の利用者名簿から削除させていただくことを言います。

・待機とは、ご希望の曜日が定員を満たしている場合、または申込者の希望により、ご利用開始をお待ちいただいている状態を言います。

当事業所では、居宅介護支援事業所の介護支援専門員から提出されたサービス提供票に基づいて、定員枠を上限に受入人数の調整をさせて頂いております。このため、サービス提供票の提出の有無に関わらず、最終ご利用日より原則4週間以上利用実績がない場合には、理由の如何を問わず当事業所の利用者名簿より抹消させていただきます。

(7) ご利用に関する問い合わせまたは連絡先についてのお願い

ご利用に関するお問い合わせは当事業所へ、利用の中止または変更の連絡は居宅サービス計画を依頼されている居宅介護支援事業所の介護支援専門員へお願いいたします。

(8) 年間行事にかかる費用の徴収について

当事業所における季節行事にかかる費用については、行事に参加しない旨の特別のお申し出がない限りその実費（食品購入代金・食材料費・工作費等）をいただきます。

(9) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(10) ご利用者の保護について

当法人送迎車運行中に、ご利用者が危険であると判断される場面や、事故または体調不良と思われる場面に遭遇した場合は、当方の判断で緊急保護した上、適切な対応をさせていただきますことがあります。

(11) 当事業所では、連絡方法の手段として、コードレスを使用しており微弱ではありますが

電波が飛び交っております。万が一ペースメーカーの誤作動が置きた場合でも事業所は責任を負いかねますことを予めご了承下さい。



(別表1)

理美容料金一覧表

項目	料金
カット	1,600 円
カット 顔剃り	2,200 円
カット シャンプー	2,000 円
顔剃りのみ	1,000 円
シャンプー	1,000 円
カット カラー *	4,700 円
カット カラー 顔そり *	5,300 円
カット パーマ *	5,300 円
カット パーマ 顔剃り *	5,900 円
カット カラー パーマ *	8,500 円
カット カラー パーマ 顔剃り *	9,000 円

* : セット料金となりますので、カットを省かれても同じ金額となります。

※委託先：カットみどり



デイケアチェリーゴールド利用契約書

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、次の介護給付及び新予防給付の対象となるサービスを提供します。
- 2 それぞれのサービス内容の詳細は、「重要事項説明書」に記載のとおりです。

第2条（適用期間）

- 1 本契約書は、利用者がサービス利用契約書を事業者に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人、連帯保証人、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、重要事項説明書の改訂が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当サービスを利用できるものとします。

第3条（利用者からの解除）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、サービス利用を解除することができます。

第4条（事業者からの解除）

事業者は、次の各項に該当する場合には、利用者に対して（第1項、第2項については30日間の予告期間を置いて）本契約書に基づくサービス利用を解除することができます。

- 1 2ヶ月以上支払いを遅延し、相当期間を定め督促したにもかかわらず故意に支払われない場合。
- 2 利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合。
- 3 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当サービスを利用頂くことができない場合。

なお、上記の場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

第5条（サービスの中止、変更）

事業所は、台風、豪雨、大雪、路面の凍結等で、送迎時に利用者の安全が確保できない場合は連絡の上、サービス提供の中止、もしくはサービス提供時間の変更を行う事が出来ます。

第6条（利用料金）

- 1 利用者は事業者に対し、本契約書に基づく居宅介護サービスの対価として月ごとの合



計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 利用者がいまだ要介護及び要支援認定を受けていない場合は、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。（要支援1以上と認められた方は、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、本契約書に基づく利用期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 4 事業者は、利用者が指定する送付先に対し、利用月料金の合計額の請求書及び明細書を、送付し、利用者は事業者に対し、当該合計金額を利用翌月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は「重要事項説明書」に定めます。

第7条（記録）

事業者は、サービス提供記録書等の記録を作成し、サービス提供終了後2年間はこれを適正に保存します。利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第8条（緊急時等における対応方法）

事業者は、サービス実施中に、利用者の病状等に急変、その他、事故等の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、「緊急連絡先」へ報告します。また、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、「緊急連絡先」に対して連絡を行なう等の必要な措置を講じます。

第9条（損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、事業者の責任に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2 利用者の責任に帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合、利用者は、当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

第10条（虐待の防止）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 三上 かすみ
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています



- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第11条（身体拘束）

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

第12条（秘密保持）

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、サービス利用中及びサービス利用終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合は、関係者以外の者に漏れることがないよう細心の注意を払い、個人情報を使用した会議名、相手方、内容等についての記録を残すことを条件に事業者は個人情報を利用できるものとします。

第13条（苦情対応）

利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、管理者、副施設長、支援相談員、法人全体として設置する苦情相談窓口、又は市町、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

第14条（衛生管理等）

- (1) 通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のために、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底すること。
 - ② 指針の整備をすること。



③従業者に対し、定期的に研修及び訓練を実施すること。

第15条（業務継続計画の策定）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第16条（身元引受人）

身元引受人は、次に定める責任を負います。

- 1 緊急の連絡先に関すること。
- 2 利用者の疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力することとします。
- 3 利用者が疾病等により医療機関に通院及び受診する場合、可能な限り通院介助・付添等を事業所との協議のうえ協力することとします。
- 4 利用者の残置物があった場合、一切の残置物の引き取りをすることとします。引渡しにかかる費用については、身元引受人のご負担いただきます。

第17条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額 120 万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業所は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第18条（代理人）

利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、代理人を選任することができます。

第19条（合意管轄）

本契約書に基づくサービス利用に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、利用者と事業者はあらかじめ合意します。

第20条（契約書に定めのない事項等）



本契約書に基づくサービス利用及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、誠意をもって協議します。



個人情報使用同意書

1. 使用する目的

社会福祉法人エフアイジイ福祉会が運営する施設ならびに事業所において、個人情報保護法の規程に従い、厳正なる管理運用することを前提とした個人情報の使用を目的とする。

(1) 介護関係事業所内での情報利用

- ア) 利用者へのサービスを円滑に提供するための利用
相談員及び介護支援専門員による連絡調整、その他の連絡調整等
- イ) 利用者にかかる事業所管理業務のための利用
入退所等の管理、会計経理、事故報告、介護サービス向上のため
- ウ) 保険事務のための利用
介護保険（請求等目的）、医療保険（受診等目的）
- エ) 家族への心身状況等説明のための利用

(2) 他の関係事業所への情報提供

- ア) 居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所
サービス担当者会議、照会への回答、他事業所との連携
- イ) 医療機関
受診、入院、医療機関との連携
- ウ) レセプト審査機関
レセプト請求、照会への回答
- エ) 保険者
照会への回答等
- オ) 保険会社
損害賠償等に関する相談及び請求等

(3) その他の使用

- ア) 介護サービス向上のための基礎資料としての利用
- イ) 実習生受入れによる閲覧使用 ※使用前には必ず事前確認を行う
- ウ) ホームページ、広報誌への掲載使用 ※使用前には必ず事前確認を行う

2. 使用する期間

契約開始時から契約終了時まで有効とする。

3. 使用にあつての条件

- (1) 個人情報の提供は、1. に記載する目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供の際は、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した使途（会議、相手方、内容等）の経過を記録する。

4. 個人情報の定義

個人情報とは、利用者個人及び家族に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。



5. 同意の内容の変更

同意内容の変更又は解除の申し出があった場合、本個人情報使用同意書の契約内容を直ちに変更又は解除することができる。

以上

私（利用者、その家族等及び身元引受人）の個人情報については、上記記載するところにより、必要最小限の範囲で以下の項目について使用することに同意します。

上記1.（1）介護関係事業所内での情報利用

上記1.（2）他の関係事業所への情報提供

上記1.（3）その他の使用 ア）介護サービス向上のための基礎資料としての利用

上記1.（3）その他の使用 イ）実習生受入れによる閲覧使用

上記1.（3）その他の使用 ウ）ホームページ、広報誌への写真等掲載使用



この契約締結に伴い、「重要事項説明書」「利用契約書」「個人情報使用同意書」について事業者は利用者に説明を行い、双方合意するとともに一部ずつを所持し、上記のとおり契約を締結しました。

令和 年 月 日

契約者（入居者） 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

代筆者 氏名 _____ (続柄)

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

家族又は身元引受人 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

代理人 住所 _____

(代理人がいる場合記入)

氏名 _____

電話 _____

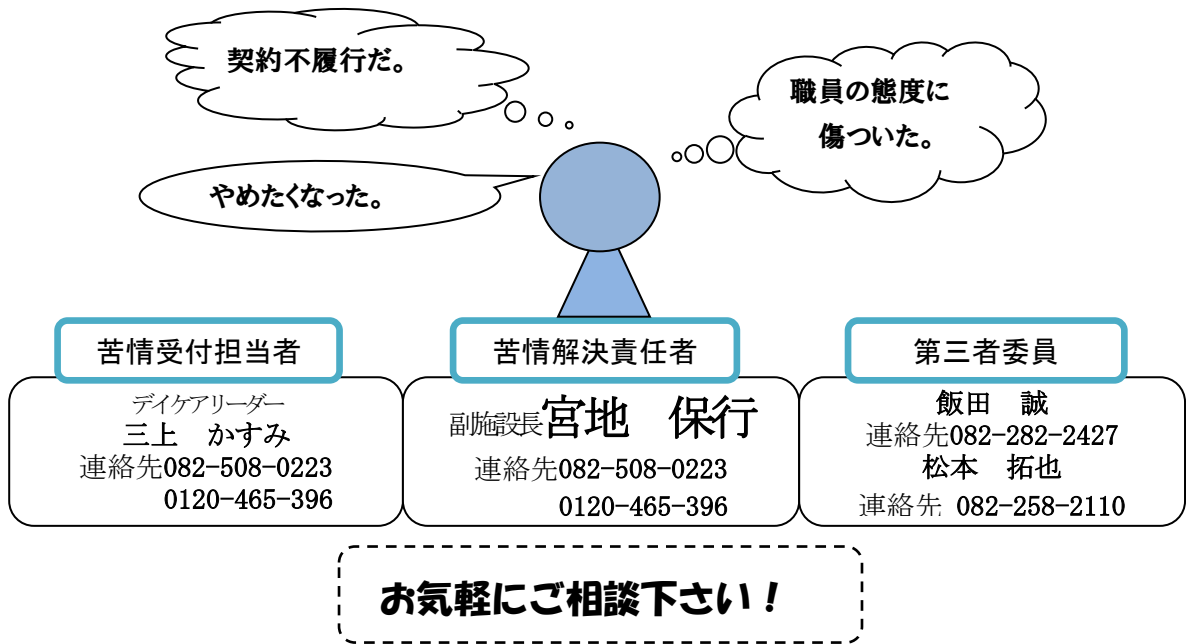
事業者 広島県安芸郡府中町柳ヶ丘 20 番 2 号
社会福祉法人エフアイジイ福祉会
理事長 石田 晃司



苦情解決相談のご案内

当事業所では、福祉サービスを安心して利用いただくために苦情相談窓口体制を整備しております

みなさまの苦情や要望をお聞かせ下さい。



苦情受付業務のながれ

